

日本土地家屋調査士会連合会からの資料

(昭和60年5月30日・参議院法務委員会議事録参照に関する件)

土地家屋調査士法第68条第1項の規定によれば、「土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人でない者（公共嘱託登記土地家屋調査士協会を除く。）は第3条第1項第1号から第5号に掲げる事務又はこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことができない（除外規定省略）」と規定しているところですので、今回の事案に照らせば、同条同項第1号及び第2号に該当する事務を土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人若しくは公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「調査士等」という。）以外の者が「業として」これを行うことはこの規定に違反するものと考えます。

なお、土地家屋調査士法に関する国会の議事録等によれば、調査士等以外の者が土地家屋調査士資格者を雇用している場合に、これらの土地家屋調査士資格を有する従業者に業務を行わせたとしても、その法人等自体の業務としてこれを行うのであれば違法性があることが明らかです（昭和60年5月30日・参議院法務委員会議事録参照）。